



インタビュー映像研究班の研究 と「当事者実践」の展示

関西学院大学
佐藤哲彦

インタビュー映像研究班の活動 とその成果



- インタビュー映像研究班のこれまでの活動
 - インタビュー映像研究班は、そもそもは、証言映像（インタビュー映像）を分析し、薬害に関するアーカイブスとして役立てるための知見を蓄積するために編成された。
 - その観点から、すでに撮影されていた証言映像のファイルを社会的に分析（記述）してきた（現在も継続中）。
 - 証言（映像）の分析（記述）結果は、それぞれの映像ファイルに特有のものであるために今回は時間の関係で紹介できないが、その結果は、報告者のこれまでの研究による「薬害とは何か」に関する概念史的研究と結びついていると同時に、被害者（当事者）自身の経験（の証言）が薬害を理解するために最も重要な要素を形作っている。
 - →証言映像などの展示をどのように考えたら良いのかについての論点を抽出する契機。

関連業績：佐藤哲彦, 2016, 「薬害の社会的記述に関する考察—薬害ディスコースの分析—」, 『関西学院大学先端社会研究所紀要』, 13: 89-104. / 佐藤哲彦, 2017, 「逸脱研究の論点とその探求可能性—ディスコース分析をめぐって—」, 『社会学評論』, 68: 87-101. など

「当事者としての実践」の重要性

- 「薬害とは何か」をめぐる議論と「当事者としての実践」
 - これまで「薬害とは何か」という説明は、それぞれの発話状況に関連した形で、4つの言説が適宜用いられて成り立ってきた：医学・薬理学的原因に対する言及（原因論）、問題発生や管理など責任に対する言及（責任論）、産業資本主義や産官医の癒着など社会構造に対する言及（構造論）、差別や排除など被害者の社会的連帯に関する問題への言及（連帯論）。
 - なかでも「連帯論」は「当事者であること」をすること（当事者実践）の核。
 - 薬害をめぐるそれぞれの証言は、その文脈に応じて、上記の4つの言説を活用し、聞き手に「薬害とは何か」を提示する機能を果たしているが、とくに、連帯論はその独自性・個別性を、具体的な説明を用いることで提示している。
 - 証言に見られる薬害説明の一般性と個別性は、それらが語りとして組み合わせられることで初めて、「薬害とは何か」を提示し達成することが出来る = 専門家による「薬害の説明」だけでは不十分であるということ。
 - その意味で当事者にしか語れないことを示す「当事者としての実践」が重要
- →そこで「当事者実践」をどのように示すかということが重要になる

3

証言映像の価値と展示について再考する

- 証言映像の展示に関する考察
 - 証言映像を薬害アーカイブスの1つのユニットとして捉えると、被害者（当事者）による薬害言説（連帯論）が示している社会的連帯を形作るための、2つの角度から考える必要がある。
 - (1) 記録的価値
 - (2) 展示的価値（→インタビュー映像研究班の活動はこちらに傾斜）
 - ↓
 - (1) 証言映像はそれ自体が歴史的資料として後世に残す必要がある「記録」としての機能を有するが、同時に…
 - (2) 現代において視聴者に社会的連帯を形作るための「展示」としての機能を有するものとして提示する必要がある。
 - 換言すると、それぞれ、(1)時間的な社会的連帯、(2)空間的な社会的連帯、と考えられ、その両方の機能を達成する必要がある、ということ。
 - (2)「連帯」を形作る展示は、連帯の基礎となる「カテゴリー的類縁性」や「カテゴリー的同一性」をどのように示すかということに関係する。

4

証言映像分析と当事者経験の展示

- 以上のように、端的に言えば、「薬害とは何か」はこれまで4つの形で論じられてきたものであり、何らかの専門家（医師・法律家・社会学者）の言説をもとにした展示だけでは、薬害の展示としては不十分であるということ。
- すなわち、専門家や映像作家などが「薬害とはこういうものである」という思考を基に編成したのではなく、当事者自身による当事者としての経験を基に編成したものが必要であると考えられる（繰り返しになるが「一般性」と「個別性」の相互補完性）



- 「空間的な社会的連帯」を実現するための方法（試験的）
- ①当事者が主体的に制作に関与する映像制作
- ②「市民としての薬害被害者（当事者）」画像制作

5

薬害をめぐる映像の展示に向けて

- 新たな証言映像の展示のために必要なこと
 - 従来蓄積されてきた証言映像は長時間のものも多く、(1)記録的価値の観点からすると適切だが、(2)展示的価値からすると必ずしも適切ではない。
 - すなわち、「空間的な社会的連帯」を形作るのに、必ずしも適切な長さや構成になっていない。
 - そこで、当事者の経験とその観点を基に編成した、聞き手（視聴者）に連帯を喚起するような短い映像（短動画）や「市民としての被害者」の肖像を制作し、それらを展示することで、これまで蓄積されてきた証言映像に導く形で展示を行う必要がある。



- ①デジタルストーリーテリング（DST）という方法の試験的活用
 - 2020年度末から2021年度にかけて試験的に制作
- ②ポートレート（肖像）展示の試験的活用
 - 2021年度後半から試験的に開始：当事者のポートレート制作

5

①デジタルストーリーテリング（DST）という方法の試験的活用

- 現在のところ、1本試作済
- = 「（題名は当日示す）」（2021）（約10分30秒）

要点

- (1) 本人が関連するトピックについて自分の感じたこと、考えたことを書く（語りの制作）
- (2) (1)で制作した語りを、本人が朗読する
- (3)（当事者が望めば）「被害」と「その被害によって毀損された連帯」に関連する映像や画像などを中心的に用いる
- (4) 映像や音声の編集などのソフトウェア操作については専門家が支援する（しかし専門家の図式は持ちこまないように配慮）

7

②ポートレート（肖像）展示の試験的活用

- 試験的制作中

要点

- (1) 使用メディアはデジタルではなくフィルム＝展示的価値だけでなく記録的価値も同時にカバーするため（保存上の問題）
- (2) 「市民としての薬害被害者」は、「被害者」に期待され、規範的に与えられるカテゴリー（これ自体は薬害をめぐる一般性）を生きているだけでなく、その誰もが人びとと同じ市民カテゴリー（個別具体的な個々人）を生きていることを示すもの→**ステレオタイプのな被害者像にならないための当事者**をポートレート（肖像）として示す
- →2021年度・2022年度は①②の活動を中心とする予定

報告は以上です。ご清聴ありがとうございました。

8